

都留市史

通史編

第四節 天保の甲州騒動

谷村打こわし 天保七年（一八三六）八月一七日、谷村での打こわしにより郡内騒動とか甲州騒動と呼ばれる一連と騒動の進展の事件は始った。

天保四年にはじまるいわゆる天保飢饉は、天保七年に入り、多雨と冷夏により八月に入ると四年以上の凶作が現実のものになって来た。すでに天保四年（一八三三）一二月頃谷村着一駄一両二分二朱と値上りした米は、翌五年春にはさらに高値となり、五月一〇日頃は一駄二両三分二朱へと高騰していた。しかし、五年の秋作が平年並となって、米価も下り、駿州御厨領^{かくろ}から米の入荷が続いたこともあり、一駄一両程度に下落した。その後六年秋が不作であったため、一両一分一朱程度に値上りして、幾分の高下があつて天保七年を迎えたのである（西村光家文書「諸国銀鐘統米穀相場附并喰物控」）。

そうした値動きに終始してきた谷村での米価は、同七年八月に入ると米一駄一両三分二朱程度で甲州米が駒銅宿経由で入っていたものが急騰して、一駄二両一分以下では入手困難となり、米買付の馬士も空馬^{からうま}で帰るような事態となった。こうした状況に甲州米の谷村への入荷は減少し、谷村米商人は八月一五日からの売米を差留めとした（近世Ⅱ三八三）。しかもこうした状況の中で、玉知屋友八は、相州津久井県日連村勝瀬の岡部政右衛門からの引合に、米一〇〇〇俵を差送ったことが知れ、金子五〇両を差出して友八が詫る一件も起きたといわれ、谷村町の米商人但馬屋武助・現金屋弥助・永楽屋市右衛門・仲屋七郎右衛門・山岡屋源助・仲嶋屋茂右衛門・玉知屋

友八などが、八月一七日の夜打こわされる事件が起ったのであった。

八月一七日夜の谷村での打こわしとの関連は不明であるが、これと前後して下和田村武七（次左衛門）、犬目村兵助等による一揆の計画と準備が進められていた。その計画の大意は、「身元相応」の自身の者から、分相応の金穀を五か年賦一割の利息で借上げ、その半分を借上げた村の困窮者に貸付け、残り半分を都留郡内の困窮者に貸付けるとともに、国中^{くにちゅう}にあつては、甲府勤番支配、三代官・田安・清水の各陣屋に願書を提出し、その指示により借上げた金穀の貸付けを行い、米穀の買占めをやめさせ、郡内への米穀の放出を行わせようとする意図であった（『我等両人心掛ケ次第之事』、増田廣實「甲州郡内騒動頭取犬目村兵助と逃亡日記その他」『歴史評論』第三三八号）。

一揆後、武七の述べた「自白書」（『北都留郡誌』）によれば、八月二〇日甲州道中沿いに「おとし文」をし、夜に入ってから大声で一揆への参加を呼びかけるなどして、白野村に人数を集め、翌二一日朝国中に向け出発した。そして白野原で名前不明の者から米八俵、阿弥陀海道宿幸兵衛他から米二八俵、黒野田宿六字屋で米二五俵を借上げ、それぞれ名主宅におき、困窮者に貸付ける措置をして、笹子峠を越え駒飼宿に入った。

駒飼宿では、一揆勢四・五〇〇人は、谷村打こわし事件に関して谷村陣屋に出張しての帰路にあった石和陣屋手附松岡啓次と、それに同行した石和附郡中総代二宮村文平・八田村留右衛門とから一揆中止の説得をうけた。しかし、一揆勢による打こわしが始まり、武七・兵助の意図を越えて、以後急速に打こわしが進展していった。

その後、駒飼宿から鶴瀬口留番所を押通った一揆勢は、勝沼宿鎌屋で炊出しをうけ、上・下栗原宿・歌田村から翌二二日には田安陣屋許である一町田中村に乱入して打こわし、熊野堂村では奥右衛門家と近隣の家々を徹底的に打こわした。熊野堂村奥右衛門は、当時郡内への米取扱い商人として、噂では米数万俵を買占めていたとされ、郡内の者の怒りを買っていた。

この熊野堂村奥右衛門家の打こわし後、郡内からの者は三三五引上げ、武七・兵助等も甲州道中を避け、大菩薩峠方面の山中を迂回して郡内に帰った。しかし、一揆は新たな第二段階に入り、甲府盆地の東部から南部、さらに西南部にまで急速に波及し、二二日夜半には市川陣屋許にも一揆勢が乱入し、激しい打こわしを行い、鯉沢村から甲府盆地西縁を葦崎宿方面に向けて北上して行った。

一方二二日夜石和宿を打こわした一手は、二三日朝には甲府に入り、竹原田藤兵衛など商家を激しく打こわし、西進して龍王村から葦崎宿を経てさらに二四日夜には甲信国境大武川村に達した。

二四日甲府から西進する一揆の後を追った鎮庄のための甲府陣屋の手附・手代は、人足を率いて逸見筋に向い、二五日朝大八田村で激しく抵抗する一揆勢の主力の鎮庄に成功する。他方この頃、甲府代官井上十左衛門の出兵要請をうけ、二五日朝甲信国境を越えた諏訪高島藩兵は、一揆勢に重圧を加えながら二六日龍王村に到着し、二八日には帰国の途についた。また沼津藩兵も中道から九月三日石和宿隣村四日市場村に到着し、六日鎌倉往還を経て帰国した。

このようにして、八月一七日谷村打こわしに始った一連の打こわしは二五日には終熄し、打こわされた家数は約二五〇軒ないし三〇〇軒に達し、捕らえられた者は六百数十名を数えた。この一揆の処置のため評定所留役金井伊太夫・日下部七之助が、谷村に到着したのは九月二一日であったが、両人は二六日石和陣屋に到着して取調べにあたった。石和陣屋にはこのための牢舎が作られ、二月一日重立った者四一人が江戸送りとなり、金井等も三日に石和を出発して帰府した。下和田村武七は八月二六日谷村陣屋に自首して、石和入牢中十一月二六日牢死した享年七一歳であった。また犬目村兵助は帰国後逃亡し、年若い帰村して慶応三年（一八六六）二月二三日歿した。

谷村町と騒動

八月一七日、谷村で起つた打こわしについては、これを伝える史料は極めて乏しく、実態は不明の部分が多いが、その中で処罰者への裁許状は、その様子の一部を伝えてくれる（「甲騒落去」その他）。それによると上谷村源五左衛門等五八名について二五貫文の過料が申付けられていることがわかる。その判決理由をみると、上谷村新八外二人の言葉に従つて、穀物商を営む武助外五人方へ米穀値段下げについて懸合いのために多人数で押かけた折、武助外五人の者たちは、多人数が押かけることを聞き、逃げ去ってしまったため、値下げの懸合が出来なかったという理由から、新八外二人の言葉に従つて、武助等の居宅の戸障子をこわし、騒ぎ立てた始末が不埒であると言うのであった。

またこの裁許状に名前のあげられている新八外二人については、主謀者的存在にもかかわらず、一連の裁許状には他は記されていない。この過料となった五八名に比較すると、罪は一段と重いと考えられる新八等は、別に処罰され、一連の騒動関係者への九年五月の裁許には記載されず、それとは分離して処理されたのであろう。

当時石和代官所は、村数二四八か村、石高九万三七〇〇石余であり、戸数二万二四〇〇戸余、人口九万六七〇〇人余であつたが、このうち谷村出張陣屋は郡内一一一か村、石高二万九〇〇〇石余、戸数一万三七〇〇戸余、人口六万二九〇〇人余を支配していた。この支配は代官西村貞太郎の許に、石和陣屋は元ノ手附増井三八郎・加判手附松岡啓次・公事方白川誠一郎・地方瀬戸刑一郎・地方手附大滝真太郎・同手代中山麻之助・同手附洞金之助・書役増井寅藏・同荻原泰助計一〇名、谷村陣屋は、元ノ手代山下左内・加判杉浦又三郎・地方手代浅井豊助・同河村駿助計四人が構成員であつた。

655

貞太郎に報告したであろう。その間の様子は、西村から幕府への報告中に記されている（『応思穀恩編』「甲州都留郡村々騒立候趣先御届書」）。

西村貞太郎の代官所都留郡の村々は、当年夏中から雨天続きで天候不順のため、田畑不能による人気不穏のところ、当月一七日夜上谷村近郷の者凡二〇〇人余が押掛け人家を打ちこわした。そこで取締りのため早速手附手代を差向けたところ、残らず逃去った。夜中のことであり何方の者が不明であったが、この一件に関わりがあると噂のある者を捕え、入牢させ、取締り方について嚴重に申渡したと届け出ている。

この届け出と、先の一連の判決文の中に入られている上谷村源五左衛門以下の判決文を総合すると、谷村打こわしは、上谷村とその近隣村々からの参加者は、二〇〇人余の規模のものであり、夜陰にまぎれて逃亡したため、その場で捕えることができず、後に噂を便りに捕えて取調べた結果判決を下したものであったことがわかる。したがって、上谷村新八他二名の言動が明らかになるのも、これら取調べの過程の中でのことであり、新八他二名の処分は早い段階で済んだのではないかと推測できる。それならばこれら五八名の参加者はどのような者たちであったのだろうか、考えてみたい。

各種伝えられる天保九年の裁許書の一つに「天保七申騒立御下知済被仰渡控」（国文学資料館史料館依田家文書）がある。これによると、巻末に申渡しについて更に詳細な処罰内容や申渡しを受けた村役人等の記載があり、上谷村源五左衛門等五八名についての氏名、肩書が記載されている。これによると五八名中家持二八名・店借一五名・忤^{せがれ}など一五名であることがわかる。この数値を見る限りにおいては、谷村打こわしの中心的役割を負った者たちは、五二パーセントが店借層や忤などの独立した家持層ではない人々であったことがわかる。この時期谷村にあって店借層の実態を知る史料を欠くが、天保期における甲府の例では、天保四年以来の飢饉の影響から極困

窮者は店借層から家持・家主層へと広がり、町役人層を含む上層家持・家主層との間に社会的格差を広げ、対立を生んでいた（『甲府市史』通史編近世Ⅱ）。そうした町民構成にみられる対立の構図が天保七年の騒動時における甲府町民の一揆・打こわしへの参加を招いたとされ、谷村においても小規模ながら同様な状況が起っていたと考えることができる。

村々と騒動

八月一七日夜の谷村町での打こわしに際して、処罰を受けた者は上谷村の者のみであり、下谷村の者はもとより近隣諸村の者は天保九年五月の裁許の折には、誰一人として処罰されていない。

先述した西村貞太郎から幕府への届け出にも、「近郷之者凡式百人余」が参加した旨記されているにも関わらず、上谷村以外罰せられた者がいなかった理由は、夜の事であり、夜陰にまぎれて、逃去ったため、上谷村の者のみが事件後になりたまたま捕えられ、処罰されたに過ぎなかったのであった。

そのことは、米穀値段引上げについて村々で相談をしたことから、金井村外一二か村に廻文が発せられたそうであるが、どの村がこの廻文を発したかと、谷村役所から調査が命じられたことから、法能村では廻文は誰が発したのかそれを見た者があるのか一人一人調査したが、自村内には廻って来なかったと報告している（近世Ⅱ三七五）。これは一揆や谷村打こわしの前後いずれであったか不明であるが、米穀値段引下げの動きは、一般的に考えられており、どこの村々でもそうした動きがあったことの証左である。

また騒動鎮圧後の九月中旬の谷村役所からの廻状にも、騒動の調査に評定所留役が出張してくるというのに、郡内の小前百姓が今もって人気不穏であり、村内の相応に暮らしている者の家に太勢で押かけ、夫食や金子の助力を強いて求める動きのあること、また、今回の頭取の武七・兵助両名は郡内から出ており、一揆衆は谷村も打こわすと言って、国中から引返して、御坂峠・近坂峠から谷村に乱入の風聞があり、各口へ取締りの出役を差向

けていることを記している。これは、騒動鎮圧後もなお騒動の再発が懸念される状況であり、郡内一円いつでも騒動に参加しても不思議でない状況であったことを示している（近世Ⅱ三七六）。

また同じ廻状ではこれに続いて、今度の騒動への参加については、村役人の努力によって取鎮め、騒動に最初から一人も参加しなかった村もあり、脅かされて参加したものの途中から村役人等に引戻された者もあったことを記している。これは、様々な形で騒動への参加のあったことを認めるものであった。その上で評定所留役の調査に対応して騒動の参加者は、途中引戻された者も一人別に書上げて報告することを求めたのであった。この点からすると上谷村の処罰者は、この際に上谷村からの書上げの結果とも考えられるが、その点は不明である。

ここで改めて先の依田家文書の裁許状について検討すると、都留市域の旧村の騒動への参加は、四つのグループに分けられることがわかる。その村名をグループごとにあげると次のようである。① 大幡・加畑・平栗・中津森・金井・川茂・古川戸・小形山・田野倉・井倉・四日市場・小野・菅野熊井戸・法能一四か村 ② 川棚・薄原・鹿留・夏狩・境・十日市場六か村 ③ 上谷村一か村 ④ 下谷村・朝日馬場・朝日曾雄・与縄・玉川・戸沢六か村の四グループである。

①は、騒動に参加した郡内下和田村等四一か村の中の村々であって、村単位として惣百姓と村役とが処罰の対象とされ、惣百姓は村高に依じて過料錢一五〇貫二〇〇文の一部を科せられ、村役人は名主は過料三貫文、組頭・年寄は急度叱に科せられた村々である。

その判決理由は、都留郡内村々が、違作のため夫食買入に差支えて人氣の立った折、誰の仕業か不明であるが、八代・山梨両郡へ米借入に多人数で出向くから参加せよ、もし同意しない村方があれば焼払うという張札をし、^{螺貝}を吹ならして、その旨を触れ歩いた。そのため(1)人氣に誘われ、参加者一同白野宿に参集し、(2)下和田

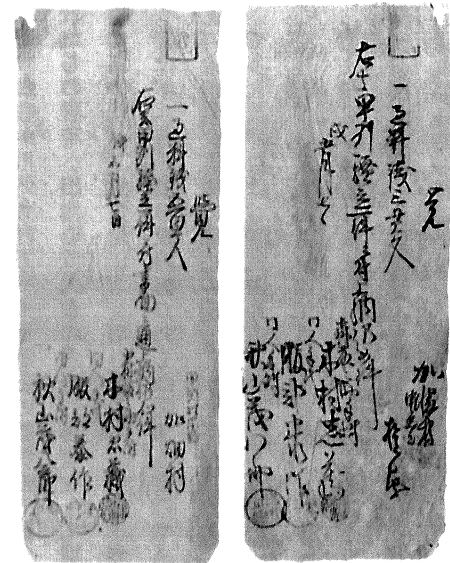
村次左衛門（武七）他一人（犬目村兵助）が頭取となり、吉久保村（阿弥陀海道宿）穀屋で米の押借りをした折に附添い、(3)真木村栄吉の発言に同意して駒飼宿市兵衛他二人宅を打こわし、(4)村々において酒食し、(5)頭取に従って御支配所御役所（松岡啓次等）の説得に応じず、(6)鶴瀬口留番所を押通り、(7)熊野堂村奥右衛門宅を打こわし火を掛けた。(8)またこの騒動に不参加の者も参加者を差止めなかった諸点は不始末であるということが判決の理由であった。

②は、騒動には参加しなかったが、村内にあって騒ぎ立てた川合村等三一か村の中の村々であって、村単位として惣百姓一同急度叱に科せられた村々である。

その判決理由は、都留郡村々で夫食が差支え、下和田村等四一か村の者たちが騒ぎ立て、八代・山梨両郡に乱入したことから、各村方へ甲州からの穀物の入荷が無くなり、飢渴^{うめ}のようになるだろうと考え、(1)村限りに村役人たちの居宅へ出向いて夫食の手当の必要をして呉れと申立て、(2)騒ぎ立てた点は不始末であることが、判決理由であった。

③は、八月一七日夜の打こわしに関するものであり、上谷村源五左衛門等五八人に過料錢二五貫文に科せられた。その判決理由は先述の通り、(1)上谷村新八外二人の発言に従い、武助外五人方へ米穀値段引下げの懸合について多人数押掛け、(2)武助外五人が逃去ったため交渉が出来ないという理由から、居宅戸障子等損わせて騒ぎ立てたという点が判決の理由であった。

④は、何も処罰を科せられなかった村々である。前述の①から③までのグループは、その内容は異なるものの、騒動に関わり何らかの行動を起こした個人または村方に対し、処罰が科せられた村々であったが、④は、何らの処罰にも科せられていない。しかし、必ずしも何もなかったとは考え難い。例えば下谷村の場合八月一七日の打



甲州騒動で加畑村が納めた過料銭の請取
(森嶋芳彦家蔵)

こわしの際に、上谷村のみが五八名もの処罰者がありながら、打こわしの対象の米穀商もあり、上谷村に隣接しているにも関わらず処罰者が皆無なのは、不思議にさえ思われる。

以上のように裁許書でみる限り都留市域の旧村は両谷村を含む二七か村のうち上谷村で新八等三名に加え五八名の者が八月一七日の打こわしに参加し、一四か村の者たちが直接八月二〇日以降熊野堂までの打こわしに参加した。そして他の一二か村は、この一連の騒動の中で様々な動きがあったものの、それは村限りの動きであり、夫食手当を村役人に申出る等により急度叱に科せられた六か村も、何らの処罰をうけなかった六か村も大きな差異はなかった。しかし処罰有無によらず、何れの村方もそれなりの動きと苦しみがあったのである。

騒動の影 甲州騒動の衝撃は、各方面に様々に波及していった。中でもその震源地となった都留郡にあって響と対策は、格別な意味合をもって影響するところが大きかったといえる。その一つは都留郡の直接支配にあたる谷村陣屋に対するものであった。

代官交代の間隙に起った騒動であり、石和代官西村貞太郎のまだ着任していない時期に起り、着陣した時には騒動はすでに一応終っていただけに、西村の受けた衝撃は大きく、騒動後も騒動発生の原因となった米穀の不足

とその高値は解消されていないばかりか、翌年の端境期に向けて事態は一層深刻化することが予測されるだけに、騒動の再発を如何にして防ぐかが、代官の最も憂慮する点であった。しかもこのような甲州一国を混乱の渦中に投じ、幕藩体制に深刻な事態をもたらした騒動の発端は、自身の代官所の都留郡であり、「今般徒党頭取の者兩人迄郡内領より罷出」た責任があり、代官はあらゆる努力を傾注して、騒動後の対策に忙殺された(近世Ⅱ三七六)。その中で繰返し廻状等で領民に要請したことは、「助合」による余裕ある者からの金穀の抛出であり、それをもって自村・郡内全域での救済を計ったのであった。そうした救済の努力については、天保八年五月の西村貞太郎の直触で次のように述べている(近世Ⅱ六)。

天保七年(一八三六)十一月頃になると、飢人は數万人に達したため、取あえず代官手元金をもって米・雜穀一〇九俵を買入れ、石和から郡内へ送り、幕府へは急夫食の拝借を申立て許可を仰ぐ一方、米・雜穀の買入れを手元金振替えをもって続け、多額の量を日々郡内へ送った。他方元ノの者に自身の困窮者救済の意図を申し含め、廻村の上、郡内の身元相応の者から金穀の抛出を行わせ多量の額を得て、手を尽して拝借が許可されるまでの間、救済の手当を行い、飢えを凌がせ、幕府から拝借のための夫食代が下渡されてからは、村々に追々下渡してきた。そして再夫食代も三月下旬には下渡しになったが、その下渡しの命令のあるまでの間も、金穀を繰合せて、これまた追々下渡してきた。また元ノを廻村させて得た抛出金は、金二六七〇兩余と錢四〇〇貫文に達したが、このうち金一五八〇兩余と錢四〇〇貫文はそれぞれ渡し、その他種粳・種麦代も渡し、いずれも各村役人・小前惣代の請印証文を取ってある。この抛出金の残金については、これをもって穀類を買入れ、すでに一部は下渡ししているが、残りの穀類はまた困窮する飢人に渡し、請印帳を調べたいと考えているというのである。

この処置について直触が出された時期は、天保八年五月であり、「麦作出来も宜敷」く、麦の収穫を目前にし

を否定する触を出し、さらに四月には疑惑があるなら石和陣屋に来て問い直せと触れを出している（近世Ⅱ三七七）。それにも関わらず、夏狩村では配分に疑惑があると申立てる始末に、代官自ら谷村陣屋に入り、郡内各村を廻りその点を調査した結果、不正のないことを再度直触せざるを得なかった（近世Ⅱ六）。

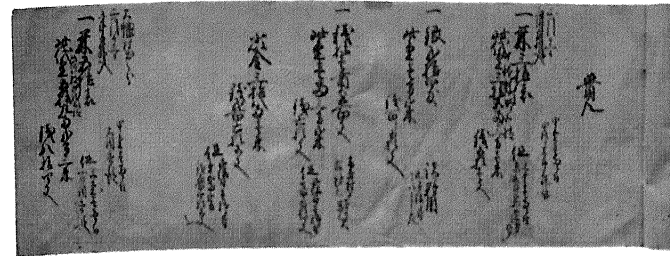
以上のように、騒動の再発への恐怖は、代官西村に多大の救済への努力を払わせる結果になった点からも、騒動の与えた衝撃の大きかったことが理解できる。しかし、郡内の人々には騒動そのものの衝撃は、その後の飢餓の苦しみや影響に比較すると、形の上では必ずしも大きくはなかったように考えられる。例えば騒動に参加したとして過料に科せられた金井村や加畑村の場合、惣百姓の過料金は金井村一貫三〇〇文、加畑村五〇〇文に過ぎない（近世Ⅱ三七八～三八〇）。それは名主の過料金三貫文よりはるかに少く、両村を含む四一か村惣百姓への過料金は一五〇貫二〇〇文であるから、高割にすると高一〇〇石に付一八五文程度の額にあたり、極めて低額で



天保7年10月に建てられた「題目塔」には騒動に参加した甲州街道沿いの村名が刻まれている（東漸寺境内）

のをはじめ、三月末日頃までに三六五俵が各村に渡され、川口村一〇〇俵・大幡村五〇俵・他に四六一俵が預りとなっている。

しかし、このような騒動の再発を恐れての代官による救済の努力ではあったが、この救済の努力に対する村方での反応は香しいものではなく、村内での夫食や助合金の配分をめぐる様々な紛争や疑惑が生じ、ともすれば騒動再発の原因ともなりかねない状態であった。このため三月には疑惑



天保8年(1837)「夫食米買入相場書上帳」(横山脩治家蔵)

た端境期の終る時期であった。天保七年の飢饉への救済活動も終ろうとする時期であってみれば、この直触に述べられた内容がほぼその全てであったわけであり、代官の救済への努力を知ることができる。たしかに、必ずしも十分な措置とは言えないまでも、それなりの努力は認めることができる。陣屋を主体とした国中三郡での米穀の買付けと郡内への輸送は、目覚ましいものがあった。例えば陣屋では下谷村名主久右衛門・上谷村名主源七・朝日馬場村名主柳蔵の三名に、一〇月一九日付で谷村陣屋元ノ山下左内からの三郡村々役人宛の添書を持せ、米穀買付に派遣したが、僅か一〇日ほど後には米一〇〇〇俵を買付け、一月一五日頃から二〇日頃までに引取る約定をして来たと、谷村陣屋に報告している（近世Ⅱ三六五・三六六）。こうした例はこの他にも境村栄兵衛の例もあり、米穀買付けの成果は目覚ましいものがあった（近世Ⅱ三六七）。

国中から郡内への買入米輸送に関しては、下谷村名主久右衛門・忠右衛門による簿冊が残されている（近世Ⅱ三六八）。これに附属して馬士別の切手も残されているが、それらによると、天保八年一月二日から三月一日にかけ七口計六八〇俵の米が、八代郡東原・石和・川田村から甲州道中あるいは鎌倉往還や八丁峠を経て、谷村・大幡・川口村などに送られていることがわかる。その総額は八六八両二朱と銭六八文であったから、駄賃・雑費共一俵一両一分永二七文であり、一駄二俵付二両二分一朱弱であった。この六八〇俵は久右衛門と忠右衛門の買入米であるが、八代郡藤井村平右衛門の取次米一四六俵が加えられ、一月一三日平栗村に一俵渡した

あった。天保八年久右衛門買入米が平均三斗九升入一俵一兩一分永二七文とすると、当時一兩が錢六貫一〇〇文の計算であったから錢七貫七九〇文となり、米一升が錢二〇〇文程度の計算となる。しかし、騒動の人々への衝撃は金銭では量れない経験を残したのであった。